

自動車整備士養成施設（令和6年3月末現在）

(1) 一種養成施設（主として自動車の整備作業に関する実務の経験を有しない者を対象とする養成施設） 228 施設

学校教育法に基づく施設				職業能力開発促進法に基づく施設		
大学別科	高等学校	専修学校	各種学校等	職業能力開発 短期大学校	職業能力開発 促進センター	その他の職業 能力開発校
5	63	80	1	0	0	79

(2) 二種養成施設（主として自動車の整備作業に関する実務の経験を有しない者を対象とする養成施設） 53 施設